

 日本生命保険相互会社
【財形管理課】
〒541-8501
大阪市中央区今橋3-5-12

■お問合せ先【財形管理課】
0120-981-818 (通話料無料)
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

【ご案内】財形住宅 非課税払出要件の変更について

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、令和4年度税制改正に伴い、令和4年4月1日付「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、財形住宅貯蓄契約における非課税払出要件の一部が変更（緩和）されました。

変更内容は下記のとおりですので、ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

■ 床面積要件の変更

- ・従来は、取得住宅の要件に「床面積が**50㎡以上**であること」と定められておりました。
- ・今般、これに加え「令和5年12月31日までに建築確認を受けた、新築住宅または建築後使用されたことがない住宅については、床面積が40㎡以上であること」も要件に追加されました。

■ 中古住宅の築後要件の変更

- ・従来は、「中古住宅の場合には、一定の耐震基準を満たしている住宅または築後20年以内（耐火構造住宅は築後25年以内）であること」と定められておりました。
- ・今般、上記要件を廃止し、「**昭和57年1月1日以後に建築されたものであること**」との要件になりました。
(なお、昭和56年12月31日以前に建築された住宅であっても、「耐震基準適合証明書」をご提出いただければ非課税払出対象となります)

※ ご不明な点は、上記お問合せ先へご連絡くださいますようお願いいたします。

以上